

農業補助金に関する WTO紛争事例の分析

第3回 EC—砂糖補助金事件 (WT/DS265)

東京大学大学院総合文化研究科 京極(田部) 智子

はじめに

EC⁽¹⁾—砂糖補助金事件は、EUの砂糖政策により砂糖産業へ交付される輸出補助金が農業協定・補助金及び相殺措置に関する協定（SCM協定）に違反するとしてオーストラリア、ブラジル、タイが申立てたものである。EUはこれまで砂糖部門を厚く保護する政策を継続して行っており、自身の財政を逼迫させる原因ともなっていた。また、特惠供与によりACP諸国（African, Caribbean and Pacific Countries）も利益を得ていたことから、本件は途上国たるACP諸国の利害にも大きく関わるものであった。

本稿では、本件における農業協定の輸出補助金についてのパネル・上級委員会の解釈について簡略に解説することとする。

1 事実関係及び経過

(1) EUの砂糖政策の概要

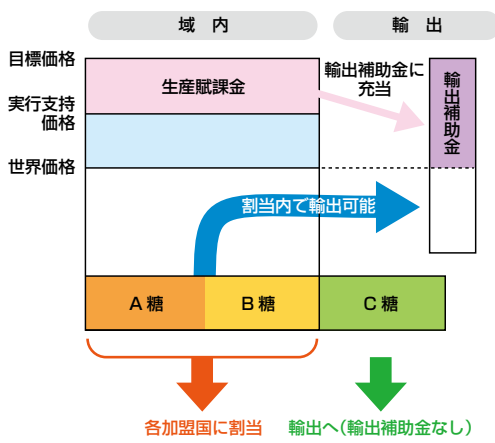
本件は、EUの砂糖共同機構（Common Organization for Sugar）により交付される輸出補助金が農業協定及びSCM協定に違反する⁽²⁾として、オーストラリア、ブラジル及びタイが申し立てたものである。

EUは、1968年に砂糖共同機構

を設立し、その規律内容は、砂糖分野における市場の共同機構に関する理事会規則No.1260/2001（2001年6月19日）により制定されている。

問題となったEUの砂糖制度の概要は以下のとおりである⁽³⁾。

まず、域内で生産される砂糖は、便宜上、A糖、B糖に区分され、それぞれの原料となる甜菜もAビート、Bビートに区分される⁽⁴⁾。これらは、国内価格助成及び直接輸出補助金（EC法では払戻金（*refunds*）と呼ばれる）の対象である。砂糖の生産割当は、各EU加盟国に割り当てられ、各国内で、特定期間における実際の生産量を基礎として各生産者に割り当てられる。割当制度は、生産または輸出される砂糖の総生産量に制限を設けるものではないが、A糖及びB糖の割当レベル以上に生産された砂糖はC



第1図 EUの砂糖制度の概要

糖と呼ばれ、国内価格助成または直接輸出補助金の対象とはならず、輸出されなければならない。さらに、C糖が輸出されたという証拠が一定期間内に提示されなければ、C糖に対し課徴金が課せられることになる。なお、EUはC糖については輸出補助金を交付していないとしている。

次に、EC規則では、「共通農業政策の目的の達成及びEU砂糖市場の安定化のために」「砂糖の購入に関する介入メカニズム」を設定している。設定される介入価格は、国内市場で適用され、ACP諸国及びインドからの砂糖の輸入を行うEUの輸入業者によって支払われる保証最低価格となる。同様に、割当ビートに基本価格が設定され、Aビート、Bビートに対しての最低価格も設定されている。

第3に、世界市場価格での輸出を可能とするため、世界市場価格と域内価格との差が「輸出払戻金」によりカバーされるように規定している。

ECの譲許表では、第4部第2節で、砂糖についての輸出補助金約束手は、4億9,910万ユーロ及び1,273,500トンが上限とされた。これには、脚注が付けられており、「ECが削減約束をしていないACP諸国及びインドからの砂糖の輸出を含まない。1986年から1990年の間における輸出の平均は、160万トンである。」と記述さ

れていた。

(2) WTO紛争解決手続への申立て

申立国のオーストラリア・ブラジル・タイは、ECは、譲許表の脚注に「ACP諸国及びインドからの砂糖の輸出を含まない」と記載しているが、そのような脚注の留保は農業協定上許されず、1995年以来、その年間約束レベルを超えて補助金付きの砂糖を輸出し続けており、農業協定第3条及び第8条に違反すること、C糖には農業協定第9条1項(c)の輸出補助金が供給されており、第3条3項及び第8条に違反して約束レベルを超え(た補助金付きで)輸出されていること、また、ECは「ACP/インド相当」砂糖の輸出について直接輸出補助金を供与しており、これは農業協定

第1表 EC-砂糖補助金事件の経緯

2002. 9.27	オーストラリア・ブラジルによる協議要請
2003. 3.14	タイによる協議要請
2003. 8.29	パネル設置
2004.10.15	パネル報告書
2005. 1.13	ECによる上級委員会申立て
2005. 1.25	オーストラリア・ブラジル・タイによる上級委員会申立て
2005. 4.28	上級委員会報告書配布
2005. 5.19	DSBによるパネル・上級委員会報告書採択
2005. 6.13	ECがDSB裁定について履行意思を表明
2005. 8. 9	履行期限についてオーストラリア・ブラジル・タイが協議要請
2005.10.28	DSU第21条3項仲裁裁定(履行期限: 2006.5.22)
2006. 2.28	EC規則公布

第9条1項(a)が適用されるもので約束レベルを超えていることから、農業協定第3条3項及び第8条違反であること等主張した。

一方非申立国であるECは、農業協定第3条3項では削減約束を脚注の形で記載することを禁じておらず、砂糖に対する輸出補助金はこれまで削減してきており第3条及び第8条に合致するものであること、C糖については(農業協定第9条1項(c)の要件である)「支払い」は行われていないこと、「ACP/インド相当」砂糖の輸出は削減約束には含まれないこと等主張した。

(3) 経過

本件の経過は第1表のとおりである。勧告の実施については、DSU第21条3項に基づく仲裁が行われ、その後履行期限までにECは新たな規則を公布している。

2 パネルの判断

(1) ECの輸出補助金削減約束…譲許表の解釈

パネルは、ECの砂糖に対する輸出補助金の約束レベルを検討するに当たり、「農業協定とECの譲許表第4部第2節脚注1が調和的に解釈しうるかを評価」する必要があるとし、以下

のように検討した(7122)⁵⁾。

まず、パネルは、「約束レベル」が農業協定第3、8、9条では定義されていないことから、これら条項の文脈を検討することとし、第3条及び第8条は加盟国が農業協定及び譲許表における削減約束に従って行う場合以外に輸出補助金を供与してはならないと規定しており、第3条3項では、ある産品の輸出補助金の約束レベルは、数量及び予算上の支出の双方を譲許しなればならないことを明確に規定しており、加盟国は、「自国の譲許表…」に明記されている予算上の支出及び数量に関する約束の水準を超えて、輸出補助金を交付してはならない、とした(7124-137)。

次に、譲許表の解釈について、パネルは、ECの砂糖の輸出補助金に関する約束レベルが、①輸出補助金の表にある約束レベル(すなわち、農業協定の実施期間において削減されるもので2001年以降固定されたもの)、及び、②ACP/インド原産砂糖に関するECの譲許表脚注1にある約束レベル、という2つの要素を法的に含むかどうかについて検討した(7144-145)。パネルは、加盟国の譲許表は、農業協定第3条1項において「1994年のガットの不可分の一部」とあることから、条約と同様に解釈されるべきであるとされた。そして、条約解釈の第1の目的は、当事国の「共通

の意図」を確定することであり、条約の解釈原則によれば、すべての文言には「意味が与えられなければならない」ことから、脚注1の解釈に当たっては、「条約解釈の原則を尊重し、脚注に的確な意味を与えるよう最大の努力をしなければならない」とした(7146-154)。

また、加盟国の譲許表と農業協定との抵触については、先例に従えば、「互いに排他的な(mutually exclusive)な場合に生じるとされており、WTO協定と加盟国の譲許表については、譲許表の項目を加盟国の約束を「明確化及び限定化(clarity and quality)」するために使用できるが、WTO協定の義務を「削減したり(それに)抵触したり(reduce or conflict)」するように使用してはならないとされる、とした(7155-161)。結論として、脚注の文言の通常の意味は、ECが主張するようには読めないこと、ECの農業委員会への通報によれば、脚注1が輸出補助金の上限を設定しているとはされておらず(7169-174)、ECが自身、脚注を譲許表において特定されている約束とは「扱って」いないと考えられること(7175-177)、から、脚注1の通常の意味は、ACP/インドから輸入された砂糖に「相当する」量の砂糖に補助金を付けて輸出できる、とは読めないとした(7178-180,7183)。

以上より、パネルは、脚注1の通常の意味は、ACP/インド原産砂糖に相当する量の砂糖に対し追加的に160万トンの輸出補助金を認めるものではなく、また、脚注1は、ECの約束レベル(1,273,500トン)及び予算上の支出の約束(4億9,910万ユーロ)を拡大・変更するものではないと判断した(7184)。

パネルは、さらに、脚注が、ECの約束レベルの削減対象ではないが、約束レベルを構成する第2の要素と読めるかどうかを検討したが、WTO整合的な輸出補助金は、譲許表に記載され、削減対象となっていないならば(7185-187)、脚注は、ECの譲許表における約束を削減・変更しようとするもので、ECの農業協定上の義務と抵触するとし、両者を調和的に読むことはできなかつた(7190-191)。

以上より、パネルは、本件で問題となっている脚注は、ECの削減約束の一部としてACP/インド原産砂糖の輸出分を追加すると解釈することはできず、逆にそれらを削減約束から除外するものと解釈され、ACP/インド原産砂糖の輸出への輸出払戻金の交付は、農業協定第9条1項(a)に規定する輸出補助金であり、ECは農業協定第3条3項及び第8条を遵守しなければならぬにもかかわらず、本脚注はそれらに抵触する内容となつて

いると判断した(7220-221)。

(2) 農業協定第9条1項(c)の解釈

農業協定第9条1項(c)は、①「支払い」が行われていること、②「支払い」が、「農産品の輸出について行われる」ものであること、③「支払い」が、「政府の措置によって」行われているものであること、という3つの要件を満たさなければならぬ。パネルは、(a) CビートのC糖生産者に対する生産費用以下での販売という形の「支払い」かどうか、また、(b) A糖及びB糖の販売から得られる利益をC糖生産の固定費用に充当するところ「内部相互補助(gross-subsidization)」とどう形態での「支払い」かどうか、について検討した(7291-293)。

CビートのC糖生産者への生産費用以下での販売について

パネルは、カナダ・乳製品輸出補助金事件上級委員会報告における解釈を念頭に置き、「Cビート生産者が、C糖生産者に対し生産コスト以下の価格を設定することによってその適正価値の一部を放棄したかどうか、言い換えれば、Cビート生産者がCビートを値引きすることによってC糖生産者に対し経済的資源の移転を行ったかどうか」を検討した(7261)。まず、Cビー

トがC糖生産者に対し生産コスト以下で販売されていることには争いはなく(7265-267)、事実上、Cビートの適正価値が価格に反映されていない限りにおいて、現物による支払いがC糖生産者に対し行われており、それは、第9条1項(c)に言う「支払い」に当たると判断した(7269-270)。

次にパネルは、Cビートの生産費用以下での販売を通じた「現物による支払い」が輸出を条件としているかどうかを検討した。「輸出に係る」支払いとは、「輸出を行うことを条件にした」ものである必要はなく、問題とされる支払いが輸出に基づくものかどうかは重要であり(7273-275)、パネルは、CビートはC糖生産にしか使われず、C糖は輸出されなければならないことから、CビートのC糖生産者に対する生産コスト以下の販売の形態での支払いは、「輸出」に係るものであり、Cビートの割引という形態の支払いは、「C糖生産者にしか支払われず、それは「輸出」に係るものである(7276-277)とした。

以上より、パネルは、「Cビート生産者によるCビートの生産費用以下での販売の形態によるC糖生産者に対する支払いは、農業協定第9条1項(c)における「輸出」に係るものである」と判断した(7279)。

最後にパネルは、「現物による支払い」が「政府の措置による」ものかど

うかを検討した。この問題につき、パネルはまず、カナダ・乳製品輸出補助金事件履行確認手続(1回目)上級委員会報告を参照し、問題となる措置については、C糖生産者が、ビート生産者に対し、Cビートについて平均価格または割当に対する価格以上の価格を支払うことにより、割当を超える生産を行うインセンティブを与えていること、また、ECは、国内市場において、砂糖の価格と供給を管理しており、この政府の行為は、消費者及び納税者からA糖及びB糖生産者、また、Aビート及びBビート生産者へと資源の移転を行うのに不可欠であること(7283-291)に言及し、「C糖生産者は、農業協定第9条1項(c)の意味における、政府の措置による輸出について行われる支払いを受けている」とした(7292)。

内部相互補助について

ECの砂糖制度における内部相互補助が、政府の措置によって輸出について行われる支払いかどうかについて、パネルは農業協定第9条1項(c)の3つの要素を検討した(7194)。

まず、「支払い」の存在について、パネルは、カナダ・乳製品輸出補助金事件履行確認手続(1回目)上級委員会報告を参照し、データによればC糖の価格はその生産費用をカバーしてい

ないことを指摘し、また、C糖が平均総生産費用以下で販売され、その固定費用が何らかの形で資金手当てされているにもかかわらず、平均変動費用以上で販売される場合には利益が生じるとした(7301-302)。パネルは、A糖及びB糖の高い管理国内市場価格によって砂糖生産者は固定費用をカバーしC糖を平均変動費用以上平均総生産費用以下で輸出することを可能としていること、A、B、C糖は同一の生産ラインであり、A、B、C糖の固定費用がA糖及びB糖の販売利益から支払われている限りにおいて、ECの砂糖制度では、域内の砂糖生産者に対し総生産費用以下でのC糖の生産・輸出を可能とする利益が与えられていると述べ、したがって、この内部相互補助は、財源の移転の形での「支払い」を構成すると判断した(7303-310)。

以上より、パネルは、「国内消費者にかかる高価格を含むEC砂糖制度の運用における様々な措置の累積的効果を通じて行われている内部相互補助は、C糖生産者に対し、C糖の生産・販売を可能としているものであり、A糖及びB糖の販売から得られる利益から、C糖の輸出生産への財源の移転の形態による、農業協定第9条1項(c)の意味での支払いが行われている」とした(7314)。

パネルは、これまでの分析から、C糖は輸出されなければならないこととされていることから、C糖への支払い・補助は、当該製品の輸出について行われる支払いであるとした(7322)。さらに、支払いが「政府の措置による」ものかどうかについては、ECの制度は、生産者にその割当を充足するために輸出用砂糖の生産を促進することで国内助成の通常の限界を破るインセンティブを与えており、国内消費者への高価格及びA糖及びB糖割当の運用により、C糖の輸出者とその生産費用の相当部分をカバーし輸出を可能としている、とし、ECの政府の措置は、国内砂糖供給及び価格設定を管理することであるようなことを可能としているとした(7326-331)。

以上より、ECは、1995年以降、特に、2000/2001市場年度以降のECの約束レベルを超えるC糖の輸出について補助金が支払われていない証明をしていないことから、ECは、農業協定第3条及び第8条に違反する(7334-335)とパネルは判断した。

3 上級委員会の判断

(1) EC 譲許表の解釈

パネルの譲許表の解釈についてECは、パネルの脚注及び農業協定

の解釈は誤りであり、農業協定が加盟国の譲許表に優越するという規定はない(165)と主張した。

これに対し、上級委員会は、①脚注の解釈②脚注と農業協定の整合性③加盟国の譲許表と農業協定の関係の3点について判断を行っている。

脚注の解釈について

まず、上級委員会は、農業協定における輸出補助金削減約束はガットの一部分であり、脚注の解釈に当たっては、条約法条約の条約解釈規則が適用される(166-168)と述べた後、脚注の意味について、ECの主張を以下のように要約した。すなわちECは、譲許表における砂糖の予算上の支出及び量の約束は、輸出補助金約束の第1の要素であり、脚注は、輸出補助金約束の第2の要素を構成すると主張し、また、脚注の第1文は、ACP/インドからの輸入に相当する砂糖の輸出について、輸出補助金削減約束をしていないことを意味し、第2文は、当該砂糖の輸出货量は、ACP/インドからの実際の輸摄入量または160万トンのどちらか少ない方の量に制限されることを意味していると主張した。

ECによれば、脚注1は、輸出補助金を160万トンまで追加で出せること及びそのような補助金を160万トンまたは実際のACP/インドから

の輸摄入量のどちらか少ない方に制限するという別個の約束をしていることになり、さらに、ECは、第1文におけるACP/インド原産砂糖の輸出は、ACP/インド原産砂糖の再輸出ではなく、ACP/インドからの輸入砂糖に相当する量のECによる砂糖の輸出を意味しているという(169)。

このようなECの主張に対し、上級委員会は、脚注の単純な読み方(plain reading)によれば、ACP/インド原産砂糖の輸出への補助金を制限するというECの約束を示しているとは読めないとし(174)、ACP/インド原産砂糖がACP/インド相当砂糖であるかどうかについては、ECの主張には説得力はないとして(175-180)、脚注の意味が、ACP/インドからの実際の輸摄入量または160万トンのどちらか少ない方に相当する量の砂糖の輸出への補助に限定されるというECの約束であるとは考えられないとした(181-188)。

脚注と農業協定との整合性について

また、上級委員会は、ECの主張(脚注がACP/インド相当砂糖をベースとした輸出補助金を限定するもの)を認めたとしても、農業協定第3条3項は「予算上の支出及び数量」双方について、第9条1項に掲げられた輸出

補助金に関する約束を特定するものであり、脚注ではそれがなされていないことから、第3条3項違反である(200)と判断した。また、ECは、予算上の支出及び数量の双方で、規定する約束レベルを達成していないことから、脚注は、第9条1項に違反する(203-210)とした。

加盟国の譲許表と農業協定の関係について

上級委員会は、農業協定第8条において、加盟国は、農業協定及び譲許表に約束した以外の輸出補助金の供与は禁止されていることから、農業協定及び譲許表双方の遵守は義務であり、加盟国の譲許表に特定された約束が農業協定に合致していなければならぬことは明確であるとし(216)、農業協定におけるような条項も、加盟国に対し、協定上の義務から逸脱するように譲許表に定めることを認めるものではなく(217-220)と述べた。また、ECの譲許表の一部である脚注は、ガットの不可分の一部であり、農業協定第21条により、脚注より農業協定の条項が優先する(222)とした。

以上より、上級委員会は、①脚注がACP/インド相当砂糖の輸出補助金に対する制限を意味する約束だと仮定したとしても、脚注は予算上の支出及び数量に関する約束を含まず、農業協定第3条3項違反、②また、

ACP/インド相当砂糖の輸出が削減対象とされていないことから、脚注は、第9条1項違反、③さらに、第3条3項及び第9条1項違反であることから、第8条にも違反する、と判断した(224-226)。

(2) 農業協定第9条1項(c)の解釈

CビートのC糖生産者への生産「コスト」下での販売という形態の支払いについて

ECは、パネルの「C糖の販売という形態の「支払い」が「政府の措置による」ものであるという判断は誤りであり、政府の措置は、単にビート生産者が資金調達し支払いを行うことを可能にしているに過ぎないと主張した(230-232)。

こうしたECの主張に対し、上級委員会は、まず、「政府の措置によって行われる」という文言について、カナダ・乳製品輸出補助金事件の上級委員会報告を参照して、以下のように解釈されると述べた。すなわち、

・第9条1項(c)は、政府の措置の種類については何ら限定をしていない。また、政府の措置は政府の命令(mandate)や指示(direction)を含む必要はない。
 ・「行われる(financed)」は、支払いが行われるような財政的資源が供給される「メカニズム」または「プロセス」を指すが、政府それ自身が支払

いを行うために生産者に資源を供給する必要はなく、支払いは民間団体によって調達されてもよい。

・「(by virtue of)」は、資金供給の相当部分において政府の措置を自身を含んでいなくても、政府の措置と支払いの供給との間に何らかの結びつき(nexus)または明白な関係(demonstrable link)がある必要がある(233-237)。

そして、上級委員会は、パネルの事実認定を勘案すれば、ECの砂糖制度はCビートの原価割れ販売が政府の措置によって資金供給されているという直接の関連を示すものであり、ECの主張は却下する(239)と述べ、上級委員会は、Cビートの砂糖生産者への低価格販売の形態での支払いは、第9条1項(c)の意味での「政府の措置によって行われる」支払いであると主張した(250)。

内部相互補助について

ECは、①「内部相互補助」は、砂糖生産者への「資源の移転」ではなく、また、生産者に利益を与えるものではないことから、「支払い」を構成しない、②砂糖生産者はC糖の生産及び輸出を要求されていないことから、「支払」は、C糖の「輸出」について行われる「ものではない、ことから、パネルの判断は誤りであると主張した

(253-254)。

これについて、上級委員会は、①「内部相互補助」が「支払い」を構成するか、②「支払い」が「輸出」について「行われているか」の2点について検討した。

① 「内部相互補助」が「支払い」を構成するか

上級委員会は、ECの主張を斥け、「支払い」は、「2つの別個の団体の存在」を必ずしも必要としないとし(261-267)、また、第9条1項(c)は、「利益の存在について独立の検討」を要しないととした(268-269)。

結論として、上級委員会は、「C糖の生産は、EC砂糖制度の運用から生じる内部相互補助を通じて財政的資源の移転という形態により、第9条1項(c)の意味における「政府の措置によって行われる支払い」を受けている」というパネルの判断を支持した(270)。

② 「支払い」が「輸出」について行われているか

ECは、パネルが第9条1項(c)「農産品の輸出について行われる支払い」という文言を誤って解釈しており、これは、輸出を条件とするという意味であると主張したが(272-273)、上級委員会は、パネルの言うように、「輸出について」という意味は、輸出を

「条件とし」ている必要はなく、輸出に「関連して」いればよいとして、パネルの見解に同意し、C糖が輸出されなければならぬこと及び「内部相互補助」による支払いは、「輸出について行われる支払」であるとした(274-275)。

以上より、上級委員会は、「EC砂糖制度の運用から生じる内部相互補助を通じた財政的資源の移転の形態によるC糖生産への支払いは、農業協定第9条1項(c)の意味における「輸出について」行われるものである」というパネルの判断を支持した(278)。

4 本事件の意義

(1) 本事件のその後

EUの砂糖制度については、WTOにおける判断を待つまでもなく、EU内部での批判も多く出てきており、2004年7月にはEU委員会が、支持価格の引下げ、クォータの削減などを含む制度改革案を提案し、当該制度の期間満了を待つことなく2005年から新制度を施行していくことも提案された⁽⁶⁾。2006年2月には新理事会規則が採択され、正式に砂糖制度改革が実施されることとなった。本改革では、支持価格の引下げとそれに伴う所得減少の補償のためのデカップル型直接支払いの導入、A糖・B糖の生産割

当を統合し新たな割当制度への移行等が行われた⁽⁷⁾。また、これまでの制度において恩恵を受けていたACP諸国については、支援措置が行われることとなった⁽⁸⁾。

(2) 本事件の意義

本事件については、まず、農業協定第9条1項(c)の「政府の措置によって農産物の輸出について (on the export) 行われる支払い」の意味がより明確になったことがあげられよう。この条項については、カナダ・乳製品輸出補助金事件でも問題とされたが、同事件では問題となった措置の下で輸出が行われる際の要件についてはあまり明確に述べることがなかったため、原価割れ輸出販売と単なる国内助成の存在をもって輸出補助金が存在するという比較的広い解釈となっていた。本件においては、上級委員会は、C糖が輸出されなければならない「制度」になっていることに重点を置き、補助金と輸出との間の緊密な関係を必要とするということにより、それまでの判例の範囲を狭め明確にしたと考えられる⁽⁹⁾。

また、譲許表の解釈については、譲許表における約束は1994年ガットの不可分の一体とされ、農業協定の規定が譲許表の内容に優越することが明らかになっている。すなわち、当事国の交渉の結果として作成された譲許表

であっても、農業協定の義務を免れないということである⁽¹⁰⁾。

注

- (1) EC/EUについては、現在一般的には「欧州連合(European Union)」という呼び方が定着しているが、WTOの文脈においてはEUそのものが「European Communities」という名称で加盟国としての資格を有しており、パネル・上級委員会報告書では一貫して「EC」が用いられていることから、本稿においてもWTOの文脈においては「EC」という表現を用いることとする。
- (2) SCM協定については、パネルにおいては訴訟経済の観点から判断は下されておらず、上級委員会においてはそれが誤りであるとされたが、上級委員会はSCM協定について判断するのに必要な十分な事実がパネルにおいて認定されていないことから検討を行っていない。
- (3) 制度の概要については、農畜産業振興機構(2003)参照。また、第1図も参照のこと。
- (4) EUの砂糖制度においては、域内の砂糖の需給調整と砂糖の価格安定を目的として、生産割当制度による生産制限を行っている。割当制度におけるA糖、B糖の区分は便宜的なもので、A糖割当は国内消費量の水準を反映した量、B糖割当はA糖割当に対する比率として設定されている。B糖割当は当初不作の際の保険として設定されたものだが、その後、余剰生産分を補助金つきで輸出することも念頭においてロスト削減のために規模拡大を図りたい生産者のために利用されている。A糖割当とB糖割当をあわせたものが各国の最大割当数量であり、本文で後述するように、これを超えて生産された砂糖がC糖とされる。
- (5) 以下本稿の()内の番号は、パネル報告書または上級委員会報告書におけるパラグラフ番号。
- (6) 小林(2005) 107-108頁。
- (7) 是永(2007)、農畜産業振興機構(2009)参照。
- (8) 是永(2007) 16頁。
- (9) DSC参照。
- (10) 清水(2006) 100頁。

【参考・引用文献】

- 小林弘明(2005)「EUの砂糖政策と輸出競争力」『平成16年度欧州アフリカ地域食料農業調査分析検討事業実施報告書』、国際農林業協力・交流協会。
- 是永東彦(2007)「EU共通砂糖政策の改革とその影響」『平成18年度欧州地域食料農業情報調査分析検討事業報告書』、国際農林業協力・交流協会。
- 清水章雄(2005)「ECの砂糖に対する輸出補助金」ガット・WTOの紛争処理に関する調査報告書XV、公正貿易センター。
- 清水章雄(2006)「ECの砂糖の輸出に対する補助金」ガット・WTOの紛争処理に関する調査報告書XVI、公正貿易センター。
- 農畜産業振興機構(1999)「EU砂糖制度等の概要について(砂糖類情報:1999年5月)」<http://sugar.in.go.jp/world/lmc/9905.htm>(2006.7.6アクセス)。
- 農畜産業振興機構(2003)「EUの砂糖制度の概要(砂糖類情報:2003年10月)」<http://sugar.in.go.jp/world/lmc/0310eu.htm>(2006.7.6アクセス)。
- 農畜産業振興機構(2006)「EUの糖業事情(1)砂糖制度改革とその影響について(砂糖類情報:2006年5月)」<http://sugar.in.go.jp/world/about/about0905a.htm>(2006.7.6アクセス)。
- Conconi, Paola (2008)「Comment: EC-Export Subsidies on Sugar: Prepared for the ALI Project on the Case Law of the WTO」World Trade Review 7.
- Hoekman, Bernard and Robert Howse (2008)「EC-Sugar」World Trade Review 7.
- World Trade Law. net Dispute Settlement Commentary (online) (DSC). <http://www.worldtradelaw.net/>(2006.7.6アクセス)。
- (WTO報告書)
- European Communities - Export Subsidies on Sugar (WT/DS265, 266, 283/R, WT/DS265, 266, 283/AB/R)